

# 各 項 目 の 説 明

## ◆収益的収入◆

### ●給水収益

水道使用者に使用水量に応じてお支払いいただく水道料金の収益です。

### ●受託工事収益

他事業の工事の関係で、既設の水道管の移設などを実施する場合において、工事に係る費用を原因者が負担することによる収益です。

### ●その他営業収益

新築など新しく給水装置を設置する際に納めていただく加入金などです。

### ●長期前受金戻入

固定資産取得の財源となった補助金などについて、減価償却に見合った額を収益化する会計処理上の収益です。

### ●その他営業外収益

預金利息など、主たる事業活動以外によって生じるもので、上記各項目に属さない収益です。

## ◆収益的支出◆

### ●維持管理費

#### 職員給与費

水道事業の営業活動に従事する職員の給料や手当などです。

#### 動力費

浄水場から各家庭へ水を送るポンプを動かすための電気代などです。

#### 薬品費

きれいで安全な水を皆さんに供給できるように、地下水を滅菌するための薬品の購入費です。

#### 修繕費

水道施設や庁舎などの修理費です。

#### その他

業務委託費、光熱水費、通信運搬費などです。

●**受水費**

県から水を買う費用です。(所沢市では水道水の約9割が県水です。)

●**受託工事費**

他事業の工事の関係で、既設の水道管の移設などを原因者負担で実施する場合の移設工事費です。

●**減価償却費**

固定資産（建物、構築物、機械など）の取得に要した支出を、耐用年数期間中の各年度の費用として割り当てて計上するものです。

●**資産減耗費**

固定資産を廃棄する際に、帳簿上の残存価値を帳簿から除くための会計処理上の費用などです。

●**支払利息**

国（財務省）や地方公共団体金融機構から借入れしている資金の返済利子です。

●**雑支出**

控除対象外消費税など、主たる事業活動以外によって生じるもので、上記各項目に属さない費用です。

●**特別損失**

事業の通常の経営に伴うものではない臨時的な費用や、過去の年度に起因する費用などです。

◆**資本的収入**◆

●**企業債**

国（財務省）や地方公共団体金融機構からの借入金です。

●**固定資産売却代金**

固定資産を売却する際の売却代金です。

●**負担金**

住宅団地及び中高層建築物並びに多量の水を必要とする申込者にお支払いいただく工事負担金や、消火栓設置に係る他会計負担金などです。

## ●補助金

水道施設整備のための国や県からの補助金などです。

## ◆資本的支出◆

### ●建設改良費

#### 職員給与費

建設・改良に従事する職員の給料や手当などです。

#### 施設工事費

配水管布設工事費や浄水場建設工事費などです。

#### その他

建設・改良事業に係る委託費や固定資産購入の費用などです。

### ●企業債償還金

国（財務省）や地方公共団体金融機構からの借入金の元金返済です。

## ◆補てん財源◆

### ●過年度分損益勘定留保資金

損益勘定留保資金のうち、過年度に生じたもので、いまだ補てん財源として使用されていない資金です。

### ●建設改良積立金

建設または改良工事等を行うための財源として充てるための積立金です。

### ●減債積立金

企業債の元金償還に充てるための積立金です。

### ●当年度分消費税資本的収支調整額

資本的支出に係る消費税額から、資本的収入に係る消費税額を引いた額です。